

○財務省告示第三百五十七号
個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十五年十月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年十一月六日

財務大臣 麻生 太郎

二	名 称 及 び 記 号
個 人 向 け 利 付 国 庫 債 券 （ 変 動 ・ 債 券 ）	十 年 （ 平 成 四 十 四 回 ）
特 別 会 計 に 關 す る 法 律 （ 平 成 十 九 年 法 律 第 二 十 三 号 ）	平 成 四 十六 年 （ 平 成 四 十 四 回 ）
社 債 、 株 式 等 の 振 替 に 關 す る 法 律 （ 平 成 十 三 年 法 律 第 七 十 五 号 ）	平 成 四 十六 年 （ 平 成 四 十 四 回 ）

五	四
最低額面金	発行額
一万円	額面金額で六千六百六十億五千
一九万円	の振替機関は日本銀行とする。
以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、そ	

六 振替単位 振替法の規定による振替口座簿

十	九	八	七	六	
の利子の適	第二期以	適用利	初期利	発行価格	の振替単位
年	年	額	額	額	の記載法
子計算期間開始日前に行われた、	年当たり、各利払期における利	額面金額	額面金額	年額	の記載法
		〇・五一パーセント	五百円につき百円	平成二十五年十月十五日	の規定による振替口座簿
					する。額の整数倍の金額によるものと

十 十 十 十
六 五 四 三

払込場所 償還期限
償還金額

平成三十五年十月十五日
額面金額百円につき百円
平成二十五年十月十五日

毎年四月十五日及び十月十五日
を支払期とし、各支払期において
て、その日以前六月間に属する
利子として、次の算式により算
出した金額を支払う。

十二 第二期以後の利子

十一
初期利子

用
利
率

中途換金の取扱い

(一) 次に、中途換金の買取りは、平成二十六年十月十五日以後において行うことをとし、その買取金額は、それぞれの算式により算出した金額とする。
六 年 十 月 十 五 日 以 后 に お い て 行
う こ と と し 、 そ の 買 取 金 额 は 、 算
式 に よ り 算 出 し た 金 额 と す る 。
六 年 十 月 十 五 日 か
ら 平 成 二 十 六 年 十 月 十 五 日 前
ま で の 间 の 場 合
額 面 金 额 + 経 過 利 子 に 相 当 す
る 金 额 - (買 い 取 る 日 の 直 前
利 子 支 払 期 に 支 払 わ れ た 利
子 に 相 当 す る 金 额 × $\frac{79.685}{100}$) +
そ の 直 前 の 利 子 支 払 期 に 支 払
わ れ た 利 子 に 相 当 す る 金 额 に 相
當 す る 金 额)
$$\times \frac{79.685}{100} - \text{受 入 経 過 利 子 に 相
當 す る 金 额 }$$

な お 、 受 入 経 過 利 子 に 相 当 す
る 金 额 は 、 次 の 算 式 に よ り 算
出 の 端 数 が 生 じ た 場 合 に は 切 捨
て と し 、 一 円 と す る 。 た だ し 、 受
入 経 過 利 子 に 相 当 す る 金 额 は 、
個 人 向 け 国 債 の 発 行 等 に 関 す
る 省 令 (平 成 十 四 年 財 務 省 令
第 六 十 八 号) 第 四 条 第 十 二 項
規 定 す る 受 入 経 過 利 子 が 発
生 し な い 銘 柄 に つ い て は 零 と
す る (次 号 に お い て 同 じ) 。

額面金額 × 0.51
100

初期利子支払期の6カ月前の日

X

၂၁၅

(二) 平成二十七年四月十五日以

後の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ 支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$)

十八 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人
向け国債を有する者（相続税法
（昭和二十五年法律第七十三号）
第二十一条の四第一項に規定す
る特別障害者扶養信託契約の受
益者を含む。）が、死亡したと
きにはその相続人が、又はその
居住する市町村（特別区を含み、
第六十七号）二百五十二条の
十九第一項の指定都市にあつて
は、当該市又は当該市の区とす
る。）の区域内において、災害救
助法（昭和二十二年法律第百十
八号）による救助の行われる災
害が発生し、当該災害にかかる災
害が発生したときには当該個人向
け国債を

有する者が、平成二十六年十月十五日前であつても、当該個人向け国債の中途換金を請求する。これが額と算式により算出した金額とされる。取金額は、次の区分に応じ、その買

(一) 平成二十六年四月十五日前
ら 平成二十六年四月十五日か

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

平成二十一年四月三十日止當
年本懸行
の額るるする金額)
即額一(経過利子に相当す
即額 + 経過利子に相当す

十九
元利金支